

京都市告示第 75 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等に限り、）の一部を次のように廃止します（ただし、平成18年3月31日時点の京都市の区域内に限り、）。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年6月5日

京都市長 榊 本 頼 兼

(西京区)

整理番号	路線名	起終	点
1	川島水0013号	西京区川島滑樋町7番地の2地先 西京区川島滑樋町8番地地先	
2	檜原水0034号	西京区檜原佃24番地の4地先 西京区檜原佃24番地の4地先	
3	松尾水0037号	西京区松尾大利町102番地の5地先 西京区松尾大利町102番地の9地先	

(伏見区)

4	羽束師水0113号	伏見区羽束師志水町128番地の3地先 伏見区羽束師志水町125番地の4地先	
---	-----------	--	--

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)